

菌類きのこ遺伝資源の安全寄託に係る同意書（育成者権者用） 参考例

寄託依頼者は、TUFC (Tottori University Fungal Culture Collection)安全寄託菌株シートに記載した菌株（以下、「安全寄託菌株」という。）を鳥取大学農学部附属菌類きのこ遺伝資源研究センター（以下、「FMRC」という。）に安全寄託するにあたり、以下のすべての事項に同意します。

（安全寄託業務の実施）

- 第 1 条 寄託依頼者は、安全寄託菌株について、品種登録審査後又は FMRC 以外の安全寄託機関から当該菌株を厳封包装した後、保管に適切な状態で FMRC に提出します。
- 2 FMRC は、安全寄託菌株に固有の管理番号（以下「TUFC 番号」という。）を付して寄託依頼者に安全寄託証明書をもって通知し、安全寄託菌株を善良なる管理者としての注意義務を持って保管します。
- 3 寄託依頼者は、安全寄託菌株に関して、FMRC に問い合わせ、通知及び連絡を行う場合には、前項によって通知を受けた TUFC 番号を用いて行います。
- 4 寄託依頼者が記載した依頼書の内容の整合性や安全寄託菌株の品質に疑義が生じた場合は、FMRC は寄託依頼者に当該疑義について確認できるものとし、寄託依頼者はこれに応じるものとします。ただし、送付された安全寄託菌株に対して緊急な対応が必要である場合には、FMRC は寄託依頼者の同意なく、安全寄託菌株の確認に必要な開封、培養、廃棄等の作業を行うこととし、作業後にその旨を通知します。
- 5 FMRC は、安全寄託菌株の受入れが不相当であると判断した場合、依頼を断ることができるものとし、寄託依頼者は異議なくこれを受け入れるものとします。
- 6 保管期間は年度単位とし、最長 10 年とし、保管期間の更新が可能です。ただし、初年度の保管期間は安全寄託菌株の保管を開始した日から次の 3 月末日までとします。
なお、寄託依頼者の希望により、保管期間終了 1 か月前までに新たな契約を締結することで、保管期間の延長が可能です。

（手数料等）

- 第 2 条 寄託依頼者は、安全寄託の対価として、鳥取大学農学部附属菌類きのこ遺伝資源研究センター安全寄託菌株受入規則で定める手数料及び保管料を、安全寄託菌株の送付前に支払うものとします。また、複数年度の寄託の場合は、各年度開始後 1 か月以内に当該年度 1 年間分の保管手数料を支払うものとします。
なお、安全寄託菌株の送料については、寄託依頼者が負担するものとします。
- 2 初年度の保管手数料（消費税相当額を別途加算）は安全寄託菌株の保管を開始した日から次の 3 月末日までの年度単位で計算するものとします。
- 3 FMRC は、いかなる場合においても一旦受領した手数料は返還しません。

（安全寄託菌株の分与）

- 第 3 条 寄託依頼者は、安全寄託菌株の一部を寄託依頼者または寄託依頼者が指定する日本国内の第三者に送付することができます。

- 2 寄託依頼者は安全寄託菌株の分与を希望する場合は、寄託菌株分与請求書にて FMRC に請求するものとします。
- 3 寄託依頼者は、分与手数料を、分与する安全寄託菌株の送付前に支払うものとします。また、分与する安全寄託菌株の送料は、寄託依頼者が別途負担するものとします。
- 4 FMRC は、依頼者が指定した輸送方法に基づき分与を行った後に、寄託菌株分与証明書を寄託依頼者に交付します。

(安全寄託菌株の保管継続・返還)

- 第 4 条 寄託依頼者は、保管期間終了日の属する年度の 2 月 1 日までに、安全寄託菌株の保管継続又は返還について FMRC に書面にて依頼するものとします。
- 2 前項の依頼の内容が保管継続の場合、寄託依頼者は、保管期間の更新に伴う新たな同意書と依頼書を保管期間の終了前までに提出の上、更新に関する手数料および保管手数料を支払うものとします。また、FMRC は、新たな保管期間について書面にて寄託依頼者に通知します。
 - 3 第 1 項の依頼の内容が返還の場合、FMRC は寄託依頼者が書面で指定した輸送方法に基づき、当該安全寄託菌株の全てを寄託依頼者あてに送付します。なお、この場合の送料については、寄託依頼者が負担するものとします。
 - 4 第 3 項により FMRC が安全寄託菌株を返還するために寄託依頼者に送付したにも関わらず、寄託依頼者が安全寄託菌株を受領しなかった場合又は保管期間終了後 3 か月以上寄託依頼者から第 1 項に基づく依頼がなかった場合は、安全寄託菌株は FMRC に譲渡されたものとします。

(育成者権の消滅した安全寄託菌株の取り扱い)

- 第 5 条 育成者権が消滅した安全寄託菌株については、菌類きのこ収集及び体系的な保存のため、安全寄託から(一般)寄託へ変更し保管を継続します。ただし、寄託依頼者から、保管期間終了日の属する年度の 2 月 1 日までに、返還又は廃棄について FMRC に書面にて依頼があったときは、寄託依頼者が指定した輸送方法に基づき安全寄託菌株を寄託依頼者あてに返還し、または廃棄を行うものとし、廃棄後に廃棄証明書により通知します。なお、この場合の送料については、寄託依頼者が負担するものとします。

(安全寄託の中止)

- 第 6 条 寄託依頼者は、保管期間中の途中で安全寄託の中止を希望する場合、FMRC に対して書面にて依頼するものとします。安全寄託の中止に基づく安全寄託菌株の返還の手続きについては、第 4 条第 3 項及び第 4 項を準用するものとします。
- 2 FMRC は、以下の事由が発生した場合、本安全寄託を中止します。
 - 一 FMRC が寄託依頼者に対して 3 か月の猶予期間をもって書面で特段の事情により安全寄託を中止する旨を通知した場合
 - 二 FMRC が寄託依頼者に連絡を試みたにもかかわらず、3 か月以上にわたって寄託依頼者と連絡を取ることができない場合
 - 三 寄託依頼者が本同意書の規定に違反し、FMRC の相当の期間を定めた催告にもかかわらず義務を履行しない場合

3 前項第一号及び第三号に基づき安全寄託を中止した場合、FMRC は速やかに安全寄託菌株の全てを寄託依頼者に返還します。この場合の手続きは第4条第3項及び第4項を準用するものとします。

(書面の再交付)

第7条 寄託依頼者は、FMRC から交付された書面の再交付を希望する場合は、書面にてFMRC に依頼するものとします。

(FMRC の免責)

第8条 FMRC は、本同意書に基づき行う業務について、故意又は重過失により安全寄託菌株を死滅させ、変異させ、変質させ、子実体発生不良にさせた場合を除き、一切の責任を負いません。

2 FMRC が負担する損害賠償責任は、対象となる安全寄託菌株の TUF C 番号毎に寄託依頼者から現実に受領した保管料の金額を上限とします。

(寄託依頼者による保証)

第9条 寄託依頼者は安全寄託を依頼する安全寄託菌株が、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)第12条に基づく「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等にあたって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年1月29日 文部科学省・環境省令第一号)第4条第一号」に定められる拡散防止措置がP3 レベル以上を必要とする遺伝子組換え生物等四 麻薬及び向精神薬取締法第2条第四号に定められる麻薬原料植物に相当する微生物に該当しないことを保証します。

2 寄託依頼者は、依頼書の記載が事実と異なる場合、記載されるべき内容が記載されていない場合、前項に掲げる株に該当する場合又はその他寄託依頼者が本同意書に違反している場合のいずれかに起因し又は関連して発生した損害について、一切の責任を負います。

3 寄託依頼者は次の各号のいずれにも該当しないことを保証します。また、その確認のため照会が行われる場合があることに同意します。

一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下併せて「反社会的勢力」という。)

二 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が反社会的勢力である者

三 反社会的勢力が経営に実質的に関与している者

四 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している者

五 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与している者

六 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者

4 寄託依頼者は FMRC から本依頼について問合せを受けた内容に関して虚偽なく答えま
す。

(準拠法及び専属的合意管轄裁判所)

第 10 条 本同意書の準拠法は日本法とし、本同意書に起因し、又は関連する一切の紛争に
ついては、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第 11 条 FMRC と寄託依頼者は、本同意書に定めのない事項及び本同意書の解釈に生じた
疑義について誠実に協議するものとします。

以上

寄託依頼者は、菌類きのこ遺伝資源の安全寄託に係る上記事項について、同意します。

年 月 日

寄託依頼者

所在地

機関名・会社名

代表者名